神戸商工会議所会員優待ガイドブックの概要について

神戸商工会議所

１．本制度の趣旨

当商工会議所では、平成９年度より、会員事業所の福利厚生支援とビジネス支援の一環として、各種施設の優待制度を実施しております。

本制度では、市内公共施設をはじめ会員事業所が運営する施設等を、優待価格の設定等によりご登録をお願いするとともに、会員事業所の事業主、従業員及びその家族を対象に登録施設ガイド・会員優待券等を広く配布し、その利用を促進するものです。

２．登録施設

(1) 登録事業所・施設は、公共施設もしくは、原則として当商工会議所会員が運営されている施設で、当商工会議所が適当と認めた施設に限ります。

(2) 対象サービスは福利厚生に関連するものを主体としておりますが、物販、施工工事、各種請負等は対象としておりません。

(3) 登録事業者は、一般利用料金からの割引額・率、特典等の優待内容を明示し、当商工会議所が発行する「会員優待ガイドブック」他広報物に掲載するものとします。

(4) 他の割引等との併用は優待の対象とはいたしません。

(5) 優待を受けようとする利用者（当商工会議所会員事業所の事業主、従業員及びその家族等）が、登録施設利用時に提出する当商工会議所作成の「会員優待券」１ 枚に対し、原則最大４名（宿泊の場合は一室）までを優待対象とします。ただし、施設の判断により、利用者に有利となるよう上記を超えて優待を適用しても差し支えありません。

(6) 登録施設は、優待施設登録申込書に所定の事項を記入のうえ当商工会議所に提出し、内容の審査を受けた後、登録できるものとします（内容や紙面の都合により、お断りする場合がありますので、悪しからずご了承ください)。また、登録可否並びに内容は、１年毎に見直しを行う場合があります。

(7) 登録は毎年度３月更新とし、１年間有効とします。但し、当商工会議所または登録事業所から期間満了前に文書による解約申出のない時は、更に１年間延長します。なお、登録事業所は登録内容に変更があった場合は速やかに申し出るものとします。

３．施設利用者

(1) 優待割引施設のご利用は、会員事業所の経営者、従業員及びそのご家族を対象としております。

(2) ご利用時に、「会員優待券」に事業所名をご記入の上、利用する登録施設の窓口に提出し、優待価格等のサービスが受けられます。

(3) 利用料等は、他の割引等との併用は出来ません。

３．制度の PR

本優待制度の周知については、原則として無料で、当商工会議所機関誌・WEB サイト、DM 等、種々の機会に広く会員事業所に紹介・PR します。なお、別途有料広告スペース（任意）を設定することがあります。

以　上

2023.4